

文部科学省選定
(青年向・成人向)

同和問題と人権

—あなたはどうか考えますか—

第六条
すべての人は、いかなる場所においても法の下の下にあり、人として認めらるる権利を有する。



第十七条
すべての人は、平等に、又他人の権利を侵害せずして、自由を享受する権利を有する。何人も、いかなる種族、性別、年齢、宗教、言語、政治的見解、社会的地位、出生地、その他の事由によつて差別を受ける権利を有する。



第十四条
すべての人は、自己の意思に基づき、自己の権利を自由に行使し、自己の責任を負ふ権利を有する。何人も、いかなる種族、性別、年齢、宗教、言語、政治的見解、社会的地位、出生地、その他の事由によつて差別を受ける権利を有する。



第十九条
すべての人は、自己の意思に基づき、自己の権利を自由に行使し、自己の責任を負ふ権利を有する。何人も、いかなる種族、性別、年齢、宗教、言語、政治的見解、社会的地位、出生地、その他の事由によつて差別を受ける権利を有する。



第二十七条
すべての人は、自己の意思に基づき、自己の権利を自由に行使し、自己の責任を負ふ権利を有する。何人も、いかなる種族、性別、年齢、宗教、言語、政治的見解、社会的地位、出生地、その他の事由によつて差別を受ける権利を有する。



第二十一条
すべての人は、自己の意思に基づき、自己の権利を自由に行使し、自己の責任を負ふ権利を有する。何人も、いかなる種族、性別、年齢、宗教、言語、政治的見解、社会的地位、出生地、その他の事由によつて差別を受ける権利を有する。



第二十条
すべての人は、自己の意思に基づき、自己の権利を自由に行使し、自己の責任を負ふ権利を有する。何人も、いかなる種族、性別、年齢、宗教、言語、政治的見解、社会的地位、出生地、その他の事由によつて差別を受ける権利を有する。



第二十一条
すべての人は、自己の意思に基づき、自己の権利を自由に行使し、自己の責任を負ふ権利を有する。何人も、いかなる種族、性別、年齢、宗教、言語、政治的見解、社会的地位、出生地、その他の事由によつて差別を受ける権利を有する。



第二十三条
すべての人は、自己の意思に基づき、自己の権利を自由に行使し、自己の責任を負ふ権利を有する。何人も、いかなる種族、性別、年齢、宗教、言語、政治的見解、社会的地位、出生地、その他の事由によつて差別を受ける権利を有する。



第二十四条
すべての人は、自己の意思に基づき、自己の権利を自由に行使し、自己の責任を負ふ権利を有する。何人も、いかなる種族、性別、年齢、宗教、言語、政治的見解、社会的地位、出生地、その他の事由によつて差別を受ける権利を有する。



第二十五条
すべての人は、自己の意思に基づき、自己の権利を自由に行使し、自己の責任を負ふ権利を有する。何人も、いかなる種族、性別、年齢、宗教、言語、政治的見解、社会的地位、出生地、その他の事由によつて差別を受ける権利を有する。



第二十六条
すべての人は、自己の意思に基づき、自己の権利を自由に行使し、自己の責任を負ふ権利を有する。何人も、いかなる種族、性別、年齢、宗教、言語、政治的見解、社会的地位、出生地、その他の事由によつて差別を受ける権利を有する。



第二十七条
すべての人は、自己の意思に基づき、自己の権利を自由に行使し、自己の責任を負ふ権利を有する。何人も、いかなる種族、性別、年齢、宗教、言語、政治的見解、社会的地位、出生地、その他の事由によつて差別を受ける権利を有する。



「同和問題と人権 —あなたはどう考えますか—」

はじめに

皆さんは、同和問題についてどのくらい知っていますか？
同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的・社会的・文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの我が国固有の人権問題です。
この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体とともに立法措置を含む

様々な対策を講じてきましたが、インターネットを悪用した差別的書き込みや結婚・就職問題を中心とする差別事案は、いまだに後を絶ちません。
同和問題は一体どのような問題なのか、どうしてこのような問題が存在し、何故なくなるらないのか。
同和問題を正しく理解し、同和問題を解決するためにはどうすればよいのか、このビデオを見ながら、一緒に考えてみませんか。

♪ 兔追いし かの山
小鮒釣りし かの川
夢は今も めぐりて
忘れがたき 故郷



その後も国の同和対策事業は積極的に推進されたが、結婚問題や身元調査、就職や職場での不利な取り扱い、インターネットを悪用した差別的書き込み、差別的な落書きや言動などが依然として

してなくなるらないこと。

西原が「なぜ、同和問題はなくなるしないのだろうか?」と、疑問を投げかけます。
そこには、人それぞれの心の中に潜む「あるもの」の存在がありました。



『偏見』について友一が語ります。
同和問題と聞くと、「無関心」「避けた人」が多いのは、多くの人の心の中に「怖い」「難しい」「面倒くさい」という気持ちと、自分の持つ『偏見』があからさまになることに対する無意識の抵抗があるからではないでしょうか。

偏見とは、十分な根拠もないのに個人や集団に対して好意的でない感情を持つことで、心の中にある偏った見方です。私たち人間は理性を持っています。その理性によって一人ひとりが相手の立場に立ち、相手を理解しようと努力し続けることが偏見をなくすことにつながります。更に自分自身の、そして相手の人権を考えることで差別をなくすことが出来るはずですよ。



リビングでの会話は続きます。
話題は、友造と恵子の結婚話に至ります。当時は同和地区出身者に対する偏見がひどく、ふたりが一緒になるには大変な苦勞が伴ったこと。それでも周囲の反対を押し切って結婚したことを話します。

リビングでの会話もそろそろ終わりに近づいています。
この話し合いを通じて、7人は同和問題に対する思いをそれぞれ新たにしようです。



最後に、友一・佳美・美優・由香・西原の5人は、今まで多くの苦勞をしてきた友造と恵子をねぎらい、『故郷』を歌います。

♪ こころざしを 果たして
いつの目にか 帰らん
山はあおき 故郷
水は清き 故郷

あらすじ

友一・佳美・美優・由香・西原の5人は、休日を利用して友一の実家に帰省する道すがら、故郷の話がきっかけとなり、みんなで同和問題について話し合うことになりました。部落差別、同和問題についての印象や考えはみんな様々で、父・友造と母・恵子の体験も聞いて知識を深めることにしました。



緑に囲まれた閑静な住宅街。実家のリビングで、友一が差別の実態について話し出します。

昭和50年頃に全国の同和地区の所在地などを記載した『部落地名総鑑』と言われる図書が販売され、大きな社会問題になったこと。結婚や就職差別のほか、差別・脅迫はがきなどによる差別事件は依然としてなくなるらないこと。更に、インターネットを悪用した人権侵害は、ここ数年急激に増えていること。



リビングでの会話は続きます。恵子が同和問題の歴史を語ります。

日本固有の人権問題である同和問題は、江戸時代の身分制度の強化に伴って、様々な厳しい規制を受け、人としての尊厳を踏みにじられたこと。明治初頭に制度上の身分差別はなくなったが、差別の実態はほとんど変わらなかったこと。そして、大正11(1922)年3月3日、差別された人たちの心の叫びとして『水平社宣言』が怒りの人権宣言として読み上げられ、この時から解放運動が全国に広がっていったこと。



これらを受け、国の同和対策への様々な取組について友造が語ります。



多くの法律の制定や対策の実施により、生活環境の改善・産業の振興・職業の安定・教育の充実・人権擁護活動の強化・社会福祉の増進など、様々な事業が行われてきた結果、同和地区の生活環境などの劣悪な実態は大きく改善され、同和地区と一般地域との格差は、全般的には相当程度は正され、また、心理的差別についても解消が進み、その成果は全体的には着実に進展したこと。



■ 主な登場人物



大月 友造

同和地区出身であるが故に、様々な差別を受けてきた苦い経験を持つ。妻である恵子の両親からは、ふたりの結婚について最後まで認めてもらえなかった。

大月 恵子

友造との結婚に反対されたつらい経験を持つが、今ではそれも時の流れと共に過去の記憶となりつつある。



大月 友一

友造と恵子の長男。会社ではセクハラなどの人権問題に対応する課に所属する課長。社内研修会で自分の中に潜む無意識な差別心に気付かされる。

大月 佳美

友一の妻。近所のスーパーマーケットにパートタイムで勤務。同和問題についてはなんとなく知っているが、もっと知りたいと思っている。



大月 美優

友一と佳美の娘。高校2年生。同和問題についてはよく知らないが、一体どうということなのか知りたいと思っている。

中山 由香

佳美の妹。デザイナー。同和問題には触れたくないし、避けて通りたい、自分には関係ないと思っていたが、差別の実態を知り、憤りを感じる。



西原 健次

友一が所属する課に配属された新入社員。同和問題はこわい問題だという印象を持つが、過去に何があって、今どうなっているのか、詳しく知りたいと思っている。

■企画 法務省人権擁護局 ■制作 株式会社 電通テック ■声の出演 大月 友造 ●北川 米彦 大月 恵子 ●北浜 晴子 大月 友一 ●堀 之紀 大月 佳美 ●溝上 真紀子 財団法人人権教育啓発推進センター ■制作協力 有限会社 リバティシップ 大月 美優 ●西川 真美 中山 由香 ●安井 絵里 西原 健次 ●日置 秀馬

この作品に関するお問い合わせ (財)人権教育啓発推進センター 〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 TEL 03-5777-1802(代) URL <http://www.jinken.or.jp>

【おことわり】 このビデオプログラムを無断で複製・改変・放送・インターネット配信・営利目的での上映・レンタル・販売等の行為を行うことは法律で禁じられています。 (平成20年度 法務省委託)